

○事務局

皆様、おはようございます。内閣府政策評価広報課でございます。朝早くからありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第58回「内閣府本府政策評価有識者懇談会」を開催いたします。

開催方式は、オンラインシステムを活用しての開催となります。システム等の不具合がございましたら、事務局までお知らせいただけますと幸いです。

また、本懇談会は、開催規程に基づき、公開により進めさせていただきます。

なお、遅れて荒見委員が御出席されますので、あらかじめ御承知おきください。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきまして、白石座長、よろしくお願いいたします。

○白石座長

皆様、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

本日、7つの政策に関する議題、「令和6年度実施施策に係る政策評価書（公文書管理、アイヌ施策、原子力災害対策、経済安全保障、食品健康影響評価、日本学術会議、官民人材交流）（案）について」がございました。

それでは、議題に関しまして、事務局より概要の御説明をお願いいたします。

○後藤補佐

遅くなりまして申し訳ありません。おはようございます。政策評価広報課の後藤です。

それでは、本日の議題について説明をさせていただきます。

今、白石座長から御説明がありましたとおり、本日は昨年度ロジックモデル・事前分析表を作成した部局から1年目評価を説明してもらいます。

説明資料につきましては、各部局の資料の中の政策評価書を中心に説明してもらう予定となっております。

少し時間がタイトになっておりますので、まずそちらを中心に説明をしてもらって、時間に余裕があるようであれば、今回、令和5年度までの旧施策の政策評価書をそれぞれの資料の最後におつけしております。そちらについても説明をもらう予定になっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上になります。

○白石座長

ありがとうございます。

本日は7つの施策について各部局から御説明をいただきまして、それを踏まえまして、自由闊達に御議論いただければと思います。

1施策につき、説明7分、質疑応答13分、合計20分で進めていきたいと思います。円滑な議事進行にどうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、1つ目、公文書管理担当より御説明をお願いいたします。

○坂本課長

公文書管理課長の坂本と申します。

それでは、公文書管理の政策評価書について御説明をさせていただきます。

まず、資料2ページでロジックモデルについて簡潔に振り返りをさせていただきたいと思います。

公文書管理は、アクティビティが3つございます。

1つ目の公文書管理制度の適正な運用というもの、これは各行政機関が現用で持っている文書の適正な管理の運用ということでございますが、こちらについてはアウトプットが2つございまして、1つ目が、各行政機関に対する公文書管理法等に基づく適正な公文書管理の支援でございまして、これは測定指標としては①、②にございますが、研修の実施回数や参加職員数というものを立てております。2つ目のアウトプットとしまして、各行政機関における行政文書等の適正な管理の実施というものがございます。指標としましては、③にございますが、行政文書の保存期間が満了した後の措置の設定とありまして、これは満了後に移管するか、それとも廃棄するかを設定することが公文書管理については重要でございますので、その設定状況を指標としているものでございます。それから、④として、行政文書の電子化の割合というものも指標としております。こうした活動のアウトカムとしましては、国民が行政文書等を円滑に利用できるよう適切に保存されているということとしております。

アクティビティの2つ目は、特定歴史公文書等の保存・利用の促進でございます。これは国立公文書館等に移管された後の歴史公文書の管理についてのアクティビティでございます。アウトプットとしては、こうした歴史公文書の適切な保存をし、また国民からの利用請求への対応をするということとしております。これについては指標として、⑤にございますように特定歴史公文書等の所蔵件数、⑥の展示会の開催日数、⑦の目録の公開数といったものを指標として立てております。

3つ目のアクティビティといたしまして、新たな国立公文書館施設の整備というものがございます。これは現在、令和11年度末の開館に向けて新館を建設中でございまして、こちらについては、新たな国立公文書館の円滑な建設の実施というのをアウトプットとしております。そして、2番目のアクティビティ、3番目のアクティビティと併せて、アウトカムといたしましては、国立公文書館の利用者数の増加というものを立てております。

全体の施策目標（インパクト）としまして、行政が適正かつ効率的に運営されること、それから国等の諸活動について現在及び将来の国民がしっかり認識できることという指標としております。

このような流れでロジックモデルを立てておりまして、政策評価書でございますが、まず一番左の上の1つ目のアクティビティの公文書管理制度の適正な運用については、評価期間中の取組といたしまして、文書管理責任者等を対象とする研修の実施、それから研修教材の見直しといったものがございます。2番目に、公文書管理に関する諸課題について幅広く適切にテーマを設定して調査検討を行うといったことがございます。

これについて、真ん中の評価期間中の具体的な取組についてでございますが、1つ目のポツにございますように、行政機関や独法等も含めまして、職員が参加する研修の実施、それから職員向けや文書管理者向けのeラーニングの教材を改訂して配付をするなど、理解を深める施策を行っております。

なお、こうした取組の結果、指標がどうなったかにつきましては、オレンジ色の枠の3行目にございますが、各行政機関における行政文書の管理状況の報告というものの、これは公文書管理法という法律に基づいて毎年取りまとめて公表しているものでございますが、例年秋頃に公表しておりまして、したがって、アクティビティの1の指標については、各種データが9月頃に確定するというところでございますので、恐縮でございますが、現在6年度の結果については集計中ということでございます。

それから、2つ目の調査についてでございますが、こちらは現在の課題となっております新館準備に資するため、令和6年度には外国の調査を行ったり、また国内の公文書館に類縁する施設の管理や運営の状況を調査したりと、そのようなことを行ってきたところでございます。

今後の方向性のところでございますが、引き続き各行政機関への研修などをしっかり行うのと併せて、公文書管理に関する適切なテーマを設定して調査などを行ってまいりたいと考えております。

2番目の国立公文書館による特定歴史公文書等の保存・利用の促進というアクティビティについてでございますが、評価期間中の取組としまして、特定歴史公文書等を保存・利用する、それからそれらの情報の収集や整理、提供をする、また各行政機関などに対して専門的・技術的な助言を行うといったことがございます。

真ん中の実際の取組の状況についてでございますが、令和6年度は、参考指標の中にございますが、目録を令和6年度までに約173万冊について公表してきているところでございます。また、インターネットによる所蔵資料の検索、閲覧をできるデジタルアーカイブというものがございますが、こちらについては提供冊数としてこれまでに47万冊を提供しているところでございます。また、一般の方が実際に来館して御覧いただくための展示会については、これも参考指標の中にございますが、令和6年度は334日の開催日数を設けてきたところでございます。

こうした取組の結果でございますが、下に測定指標が2つございますが、まず国立公文書館の展示会の入場者数を測定指標として立てておりますけれども、令和5年度が3万6700人余りであったものが、令和6年度は4,000人ぐらい増えておりまして、4万630名余りということになっております。それから、デジタルアーカイブの総ページビュー数でございますが、令和5年度は918万ページビューでございましたけれども、こちらも50万ページビューぐらい増えて、968万弱のページビューということになっております。こういったことから、一定の数字の前進が見られているところでございます。

3点目のアクティビティの新たな国立公文書館施設の整備についてでございますが、こちらは令和3年度に建物の実施設計を終えておりまして、具体的な整備の段階に入っております。

真ん中の令和6年度の状況でございますが、令和6年度の入札で建築業者が決まりまして、契約を行うことができまして、今後工事が本格化するということになっております。それも順調に進捗しているということでございます。

こちらについて、今後の方向性についてでございますが、追って歴史公文書については保存・利用に必要な措置を適切に行っていく、またデジタル化の推進や展示会の開催を引き続き進めてまいりたいと考えております。

また、新館についても、令和11年度末の開館を目指しまして、施設の整備を引き続き進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございまして、時間の関係で以上で終わらせていただきます。

○白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見がありましたら御発言をお願いしたいと思います。挙手ボタンを押していただきまして、その順番で御発言をお願いしていきたいと思います。いかがでしょうか。

佐藤徹委員、お願いいたします。

○佐藤（徹）委員

御説明ありがとうございました。

私からは2点お伺いしたいと思います。

まず、1点目なのですが、令和6年度は目録の公表が約172万7500冊ということですので。そのうちデジタルアーカイブ化されているのが約47万冊ということでしょうか。そうすると、残りの約125万冊のデジタル化の今後の見通しであるとか、あるいはデジタル化に際しての課題などがありましたらどういったものがあるのかがお伺いしたいと思います。

もう一点は、公文書館の展示会の入場者数は増加傾向にあると。これは評価できると思うのですが、実際に入場されている方の属性はいかがですか。一般市民とか、学生

とか、研究者とか、こういった方が入場されているのかとか、その入場者に対しての満足度調査みたいなものは行われているのでしょうか。

以上がお伺いしたい点です。よろしくお願いいたします。

○白石座長

それでは、リプライをお願いいたします。

○坂本課長

ありがとうございます。

1点目、まず目録の公表されているのが173万冊余りということでございますが、現在公文書館で所蔵している文書が175万ぐらいございまして、そのうち申し上げましたとおり47万冊程度がデジタル化されているということでございまして、27%ぐらいがデジタルアーカイブで公開しているというものでございます。

これについて、課題といたしましては、これまで貴重な古書や古文書のほうからだんだん電子化をしております、特に内閣文庫と言われる貴重な文書があるのですが、それについて大体デジタルアーカイブ化を終えてきているのですが、なかなか定形外のものでしたとか、読み取りにくいようなものが残ってきていて、そうしたものは順にクリアをした上で、だんだん時代を上がってきて、また新しいものにこれから取り組んでいく段階になっているところでございます。デジタルアーカイブ化は、毎年コマ数でいうと200万コマぐらいという目標を立てて、計画的に実施をしております。これはずっと続くものでございますので、なるべく貴重なものから、使用頻度の高いものから順にデジタル化をしている状況でございます。

2点目の入場者数についてでございますが、入場される方は一般の方が多いものでございますけれども、属性については、どちらかというと高齢の方が多いということでございます。子供や若者の方は少ないということでございまして、こちらについても子供・若者にもだんだん公文書というものを見てもらう、理解してもらうことが課題になっているということでございます。

満足度については、展示会を行ったときにアンケートを取ったりはしておりますけれども、現在持ち合わせておりませんが、そうした取組は行っております。

以上でございます。

○佐藤（徹）委員

ありがとうございました。

○白石座長

ありがとうございました。

続いて、佐藤主光委員、お願いいたします。

○佐藤（主）委員

御説明ありがとうございました。

私からはまず1点、保存期間満了後の措置の設定状況についてということなのですが、質問は、保存期間が終わった後のデータの扱い、文書の扱いについては各機関にその判断は委ねられているのか、あるいはこういうものはちゃんと残しておけ、こういうものは破棄してもいいなどのガイドラインがあると思ってよいのか。

昨今、デジタル化も進んでいるので、できるだけ長期にいろいろな文書は残しておいたほうがいいのかと思いますので、この辺は今後はデジタルベースで残していく計画があるのかどうか。

あとは、具体的に破棄しているものは何%ぐらいなのかということ、もし情報があれば教えていただきたい。

ロジックモデルについては、仕方がないのかと思うのですが、中目標のアウトカムのところ、国民、国及び独法云々で行政文書が円滑に利用できるように適切にという、これも例えばどういう状況ならば適切に保存されていると思っていいのかどうか、何らかの事案、例えば文書がなくなっていたとか、利用者からクレームが来たとか、そのような状況もあり得るのかどうか、定量的にこの部分を評価されているところがあれば教えていただければと思います。

以上です。

○白石座長

お願いいたします。

○坂本課長

ありがとうございます。

まず、保存期間満了後の措置の判断についてでございますが、行政文書というのは各行政機関が判断をしまして、基本的には各省庁が移管、廃棄をどうするかを決めていくことになります。ただ、その際に国立公文書館の専門的な知見を借りて、判断について照会をすることになっておりまして、移管、廃棄の設定の案ができたなら、それを公文書館に確認をします。仮に各省庁が廃棄すべきと考えているもので、それは移管すべきだというのがあれば、国立公文書館から助言をするという立てつけになっております。

移管、廃棄の別については、内閣府が定めるガイドラインに沿って各省庁が文書管理規則を定める中で、こういう文書は移管をする、こういう文書は廃棄をしてよいといった規定を設けているところでございます。

それから、デジタル化への対応と申しますか、長期に残していくということでござい

すが、こちらは近年ではデジタルでそもそも作成をして保存をしている文書がどんどん増えておりまして、各行政機関においてもデジタルのものが増えておるのですけれども、国立公文書館に重要なものは移管されますが、まだ我が国の場合は紙が圧倒的に多いのですけれども、そうしたものについてもデジタルでの移管割合が徐々に増えている段階でございまして、これから公文書館でしっかりデジタルについて管理をしていく段階に入っているということでございます。

ロジックモデルのアウトカムについてでございますが、ここは国民が行政文書等を円滑に利用できるよう適切に保存されていると立てさせていただいております。ここは去年も先生方に御意見をいただいて悩んだところでございまして、もともと今のアウトプットの2つ目にあります行政文書等の適切な管理の実施をアウトカムにしようと我々は考えていたのですけれども、これはアウトプットのレベルの話ではないかという御指摘をいただいて、アウトプットに移したということがございました。今、アウトカムに利用できるよう適切に保存されているという状況のようなものを挙げさせていただいております、これについては、なかなかその判断の指標といったものは難しいと思っておりますが、また御知見をお借りして指標を立てるなり考えたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤（主）委員

ありがとうございます。

○白石座長

よろしいでしょうか。

ほかに御質問、御意見はいかがでしょうか。特によろしいですか。

それでは、公文書管理担当からのヒアリングは以上で終了といたします。どうもありがとうございました。

続いて、アイヌ政策担当より御説明をお願いしたいと思います。

○藤田参事官

アイヌ施策推進室参事官の藤田といいます。よろしくお願いします。

それでは、御説明させていただきます。

初めに、施策の概要について改めて御説明いたします。まず、アイヌ施策なのですけれども、国は、各省庁でやってございます。それから、主に北海道庁、北海道内の市町村、アイヌ関係団体等の各段階で様々な取組が実施されております。そのうち、この施策なのですけれども、市町村段階の取組についてアイヌ施策推進交付金を活用して促進していくものであります。資料の19ページ目の右の施策の概要にその旨が書いてございます。

同じく19ページの左上段の解決すべき問題・課題ですけれども、ここには民族共生やア

イヌ施策推進法の目的のような大きな目標を記載しておりますけれども、これは今回の市町村の取組を含めまして、各レベルの取組を総合的に推進することにより解決を図っていくということでもあります。

参考資料を使いまして、事業の説明をしたいと思います。交付金を活用して実施されている市町村の事業としては大きく3つございまして、左から文化振興事業、それから地域・産業振興事業、コミュニティー活動支援事業に分けられます。

まず、文化振興事業ですけれども、主にアイヌの伝統的家屋であるチセの復元、工芸技術等の後継者育成といったアイヌ文化・生活の場の再生支援ですとか、木彫や刺繍といったアイヌ文化の体験交流などの実施例があります。

真ん中の地域・産業振興事業は、主にアイヌ文化ガイドの育成ですとか、アイヌ文化資源を利用した観光ツアーの実施、アイヌ文様をあしらったラッピングバスの運行など、主にアイヌ文化のPRの事例がございます。

コミュニティー活動支援事業は、主にアイヌの方々のコミュニティー活動の場である生活館の改築・改修、アイヌの高齢者の知見を次世代に引き継ぐ事業などの実施例がございます。

ロジックモデルの資料に戻ります。19ページ目の真ん中に中目標（アウトカム）を書いてございますけれども、さきに御説明した事業実施の結果、アイヌ文化振興・伝統等に関する普及啓発、それからアイヌ文化の振興等に資する環境の整備、これを図っていくということとしております。

次に、測定指標、参考指標の各指標の達成状況について御説明いたします。まず測定指標、右下に小さいですけれども、黒丸の①ががございます。補完的に参考指標として②から⑥の5つの指標を継続的に追跡していくこととしております。順次御説明します。

20ページを御覧ください。まず、測定指標ですけれども、交付金対象事業について市町村が設定した共通的な成果目標（5項目）の達成割合となっております。これは前年度36.3%から52.4%となりまして、前年度比16.1%の増となっております。増加の要因ですけれども、一概には言えないのですけれども、内訳を見ますと、前年度未達成の事例を含めまして、体験講座等のPR強化あるいは開催回数の増加等の改善策を講じた結果、参加者の増加につながって、前年度実績を上回った事例が半数以上ございました。そういうこともありまして、アイヌ文化振興等に係る裾野が着実に広がっていると考えております。

次に、参考指標の状況を説明いたします。20ページのその下、交付市町村数については38で、前年同数です。

その次、交付対象となった事業数については、151から154に増加しております。

21ページ目を御覧ください。次に、交付金対象事業について市町村が設定した成果目標の達成割合、先ほどの測定指標は共通的な指標だけだったのでございますけれども、これは全指標をカウントしてございます。その集計結果によりますと、これについても45.1%から54.1%と前年増となっております。

次に、交付金対象事業完了後のアンケート調査において市町村が具体的な事業成果（進展）があったと評価した事業の割合ですけれども、これは令和6年度から調査を開始したものです。経緯を申しますと、昨年度の有識者懇談会で、参加者からの声、満足度、自治体として前年度と比較してどこがよかったか、あるいは今後の課題は何か等を把握することが必要ではないかと御指摘いただきましたので、新たに取り組んだものでございます。主な分析事例を紹介しますと、受講者の満足度も高く、新たに文化伝承保存会、これは主にアイヌの方の踊りの会ですけれども、これに入会する人が増えた、それからイベントでの公演を通じて出演者の技術力向上等の意識向上につながった等の評価の声がある一方、継続的受講者、リピーターの確保のために、今後は習熟度に応じた複数講座を実施するすとか、参加者の制作体験の満足度が高いことから、今後は制作体験メニューを充実する等の改善点が挙げられております。

今回のアンケート調査に関する当室の受け止めですけれども、市町村でアイヌの方々の人数ですとか、アイヌ文化に触れる機会に大きく差がございます。その中で、自治体の状況や環境に応じた進捗や評価結果が細かく把握でき、当室として市町村との間のコミュニケーションツールとしても使えるということで、有効であったと考えております。

今後、この指標なのですけれども、定量的なものから定性的なものへと変更したいと考えてございます。現在は市町村が具体的な事業成果があったと評価した事業の割合としておりますけれども、事業成果の基準が曖昧で、最初に言った測定指標である定量的な測定指標との区別が分かりにくいことから、令和8年度以降は交付金対象事業完了のアンケート調査結果を踏まえた事業評価として、受講生の生の声の把握ですとか、市町村による分析に重点を置いた定性的なものとしていきたいと考えております。それによって事業の適切な実施や課題の把握、改善策の立案あるいは市町村の分析力の向上、こういったことを図っていければと考えております。

最後に、アイヌに対する理解度として世論調査における文化等に接したことがある割合に関してですけれども、これは令和6年度に内閣官房で「アイヌに対する理解度についての意識調査」、これは全国ベースです。これを実施しました。その結果「アイヌの人々や文化に接したことがある」割合は全国で28.4%、前回調査時21%から増加しております。北海道内でも61.9%、前回50%でしたので、増加しているという結果となっております。

以上が令和6年度の実施状況ですけれども、今後の方向性としましては、21ページの右側の欄にありますように、引き続き市町村との随時の連絡調整を行うこと。それから、その際に、国としての施策の方向性を提示して、アイヌ施策の推進に必要な市町村の総合的な取組の拡大を図って、幅広いアイヌ文化の理解の促進につなげていく必要があると思っております。

説明は以上です。

○白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見がございましたら御発言をお願いしたいと思います。

それでは、佐藤主光委員からお願いいたします。

○佐藤（主）委員

最初に、基本的な質問になってしまうのですが、このアイヌ政策における内閣府の立ち位置は、例えば文化庁を含めていろいろな官庁がこれに関わってやっているではないですか。この中での一種の調整役だと思っていいのか、そうではなくてワンプレーヤーにすぎなくて、ある種、対等な立場と思っていいのか。

あと、自治体のいろいろな事業成果を測ることになっていきますけれども、自治体の事業成果は今回提示いただいているこのアイヌ施策推進交付金だけを財源としているのか、あるいは文化庁とか、ほかのところからの補助金も合わせた形での事業展開なのか。それによって効果が違うかという気がしているということ。

先ほど、定性的な評価に切り替えるという話がありましたけれども、ただ、自治体が何らかの形で分析をする、アンケート調査をするということであれば、そこには定量的な評価が出てくるのではないかと思いますけれども、なぜあえて定性的とおっしゃったのかがよく分からなかった。

最後に、これは大きな話だと思うのですが、アイヌの方々の人口というか、アイヌ文化の継承者は今はどれくらいいるのか。最後はそこをどうやって守っていくかだと思うのですが、この辺については内閣府はどのような評価をされているのか。

以上です。

○白石座長

お願いいたします。

○藤田参事官

まず、内閣府の立ち位置ですが、全体の総合調整は内閣官房になりまして、そこがやってございます。内閣府はワンプレーヤーでして、アイヌ施策推進交付金、これを所管してございます。これを市町村に配賦して交付金事業を進めるという立場でございます。ただ、この交付金事業は総合的な事業になってございますので、事業の中身を通じて各種調整ができると思いますか、市町村との間でいろいろなやり取りをする立場にあります。あくまで交付金の事業を所管している立場でございます。

それから、自治体の事業成果、分析ですね。これも交付金に限ったものですが、交付金事業を通じて自治体といろいろやり取りしているという状況でございます。中身は先ほど言ったように文化振興ですとか、地域・産業関係、コミュニティー活動支援事業ということで、多岐にわたるという状況でございます。

それから、参考指標を定量的から定性的にしたいという話なのですが、現在の指標が、市町村がアンケート調査を実施して、例えば参加者の方に満足度を聞くと。それを踏まえて、市町村は具体的に事業成果があったかどうかというあるなしで判断して、そのあったものが例えば全体のうち何%、何割あったかという定量的な指標になっていまして、それは市町村の恣意性みたいなものが働くような気がしましたので、きちんとそのアンケート結果を踏まえてどの点がよかったか、あるいは課題で今後どう改善していくかということを分析して書いてもらって、それをこちらに提出してもらおうということに変えたい。そういう意味で定性的としました。ただ、アンケートを取るに当たって当然何人からどういう意見が寄せられたとか、満足度が高かったかという中身については定量的なものを含みますので、それを踏まえて最後は定性的に市町村で分析してほしいと。そういう意味です。

それから、最後のアイヌの人口ですね。これは実は正確な数字は分かっていなくて、関連する数値として、北海道庁がアイヌの生活実態調査を5年に1回やっているのですけれども、そのときにこの調査に協力してくれる人数が分かっています。直近では令和5年度に北海道が実施した「北海道アイヌ生活実態調査」に協力したアイヌの方々は11,450人となっています。地域によって、アイヌの方がいる市町村あるいは人数が多い、少ない市町村、違いがあります。

ただ、この施策自体は、アイヌの方がいるかどうかにかかわらずアイヌ文化を広げていくという意味、普及啓発を図るという意味もありますので、必ずしもアイヌの人数に比例して事業があるかないかというわけではないという状況でございます。

以上です。

○佐藤（主）委員

御説明ありがとうございました。

いろいろな省庁にまたがった、いろいろな省庁が関わる事業なので、アイヌの政策について内閣府の立ち位置とほかの省庁の事業との関連とか、そういうものを全体で見える化しているといいかとは思いました。

以上です。

○藤田参事官

分かりました。

ちなみに、私どもは内閣官房の職員も併任で入ってしまして、内閣官房と内閣府は実は同じ職員がやっているのです。ですから、今、おっしゃった各省庁の事業も含めてこちらで全部見ている把握できる状態になっています。

○佐藤（主）委員

ありがとうございます。

○白石座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員

御説明ありがとうございました。

先ほどの市町村の事業の後のアンケート調査に基づいて定性的な分析に変えたいというお話で、これについては私としてはより実態を把握できるという意味ではいいのかと思いました。

1点、非常に細かい点で、評価自体に関わる話ではないかもしれませんが、29ページで世論調査を参考指標にしているということなのですけれども、これは5年に1回程度実施となっていて、ただ、令和4年度と令和6年度に行われているということなのですが、これは定期的に行うような性質のものではないと理解していいのでしょうか。例えば今回たまたま2年ごとにやりましたけれども、次は何年後にやるか分からないという形になっているのか、それとももうちょっときちんと制度化されている、定型化されているものなのかという点について教えていただければと思います。

○藤田参事官

世論調査ですけれども、定例的に年数を区切ってやっているものでは実はございませんで、必要に応じてやっている形になっています。今回令和6年度にやったのは、令和5年度に北海道庁が実施したので、それに合わせて全国でもやってほしいと北海道から要望等がございまして、それも踏まえて行ったということでございます。ですから、国のこの調査自体は不定期にやっておりますが、直近では6年度やって、その前に4年度、2年度という形で2年ずつになっていますけれども、この先同じように時期を決めてやっていくかは未定でございます。ただ、こういった全国ベースの調査といいますか、状況の把握が必要かと思っておりますので、必要に応じてやっていく形になっていくかと思っております。

以上です。

○伊藤委員

ありがとうございます。

コストの問題もあると思いますけれども、ある程度定期的に行うほうが望ましいのかと個人的には思っていますので、よろしくお願いいたします。

○藤田参事官

分かりました。

○白石座長

続いて、佐藤徹委員、お願いいたします。

○佐藤（徹）委員

御説明ありがとうございました。

私も今の世論調査の件に関して、伊藤委員が言われたように、この全国レベルの調査は貴重なデータでありますから、できれば定期的に調査を行っていただきたいということと、全国平均値は確かに上昇していて、これは評価できるのですが、北海道と他の地域との格差は大きいわけですね。これは内閣府として地域間格差の是正に関する工夫や対策はお考えになっているのでしょうか。

○藤田参事官

もちろん全国と北海道でアイヌの人の数も全然違いますし、文化に触れる機会も全く違うんですね。それなので、こういう結果もある程度想像はできる話なのですが、内閣府のこの交付金自体は全国の市町村が対象ですので、できる限り北海道以外の市町村も活用してもらいたいと考えているのですが、現在、道外で活用しているのは三重県の松阪市だけです。この内閣府の交付金自体は地元負担も入るものですから、なかなか道外での急激な拡大は難しいかと思っています。ただ、先ほど言った関係省庁の施策ですが、内閣官房あるいは国交省あるいは文化庁などができるだけ道外でいろいろな普及啓発のイベントを開くということをやっています。アイヌ文化関連のいろいろな催しです。直近でいきますと、大阪・関西万博で2回ほどアイヌ舞踊の披露ですとか、工芸品の展示等を行いまして、多くの方にアイヌ文化に触れていただいています。舞踊でいきますと、一日公演したのですが、4,000人ほど入って、会場も超満員で、非常に満足度が高かったかと思っていますので、このように道外でいろいろな催しを行い、実際に文化に触れてもらえる機会をどんどん増やしていこうと考えてございます。

以上です。

○佐藤（徹）委員

ありがとうございます。ぜひそうしていただければと思います。

○白石座長

それでは、そろそろ時間なので、よろしいでしょうか。

アイヌ政策担当からのヒアリングは以上で終了といたします。どうもありがとうございました。

○藤田参事官

ありがとうございました。

○白石座長

続いて、原子力災害対策担当より御説明をお願いいたします。

○後藤補佐

白石座長、恐れ入ります。今、定刻より早めに進行しておりまして、担当室がまだ入室をしていないようでして、大変申し訳ありません。少々お待ちいただいてもよろしいでしょうか。

○白石座長

分かりました。そうですね。5分程度早く進んでおります。

○後藤補佐

今、入室があった模様ですので、そろそろ準備できるかと思います。恐れ入ります。

○白石座長

お願いいたします。

○木野参事官

お世話になります。私、内閣府の原子力防災担当の参事官をしております木野です。よろしくをお願いいたします。

前段、私から御説明して、後半、原子力被災者生活支援チームから御説明いただくということになります。

まず、33ページを見ていただけますでしょうか。こちらは昨年度御指導いただきながら作成したロジックモデルになっていまして、上半分が原子力防災の関係でございます。時間の関係で詳細は御説明いたしません。右手の中目標（アウトカム）というところ、1つは原子力施設周辺地域における適切な防護措置を実施する、2つ目として国や地方公共団体、事業者等の対応能力向上及び地域防災計画の具体化・充実化、併せてインパクトとして原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するという形で構築してございます。

34ページ目、政策評価書ということで、評価期間中の取組、中段で取組に対する分析ということで載せてございます。

まず、上段の取組といたしましては、原発の立地地域の都道府県等が適切な避難計画を策定できるように、防災対策に必要な経費について当該自治体からの申請に基づく財政支援、これをしっかり行っているということでございます。中段の分析ですけれども、それについては原子力災害対策重点区域、これに含まれる市町村において避難計画策定に向けて準備を進められているということです。指標で見ますと、この重点区域に含まれる市町村、この避難計画の策定数を122、つまり全ての市町村で策定されるというところまでが目標値です。基準年度の令和4年度113件だったものが、最新の実績値で116まで増えてきていると。それがまず前段の動きでございます。

後段ですけれども、取組といたしまして、国や地方自治体等の要員等への災害対応能力向上のための研修・訓練プログラム、これを実施しているところでございます。取組の分析といたしましては、国、地方公共団体、事業者、この対応能力向上と地域の防災計画の具体化・充実化、このための総合防災訓練を実施しているところでございます。指標といたしましては、原子力総合防災訓練の実施状況の対応要員に対して原子力総合防災訓練の参加率、つまり分母に研修を受けた人で分子に総合防災訓練に参加した人、これを8割ということで目標値を掲げてございます。基準年度が79%で、最新の実績、昨年度も79%で、ほぼ目標値どおり達成できているということで分析してございます。

これらを併せまして、引き続き必要な防護措置を講じられるような対応をしっかり講じていきたいと思っております。

私からはまず以上です。

○三牧参事官

内閣府原子力被災者生活支援チームの三牧と申します。

では、被災者生活支援チームの担当について御説明させていただきます。

33ページのロジックモデルに戻っていただいて、我々の事業は下2つでございます。1つは、バリケード等を活用した入域管理、入域した方のスクリーニング、線量管理の事業、こちらは予算額としては38億円弱で行っております。もう一つが、特定復興再生拠点区域外と、今、入れない地域に対しての帰還の意向の確認や住民説明の事業、こちらは4億円弱で行っております。これらの事業を通しまして、一番右の施策目標といたしましては、帰還意向のある住民の方々の帰還及び最終的には帰還困難区域の全面解除を目指して取り組んでいるところでございます。

35ページに政策評価書を提出させていただいております。今の説明と重複するのですが、上のほうが入域管理の事業、こちらは平成24年度から行わせていただいております。バリケードを設置した物理的な防護措置と併せて人が立ったり、そして入域管理をしていくという事業になってございます。基準年度の令和5年ですけれども、定性的な状況で非常に恐縮なのですが、帰還困難区域の入域を希望する住民等の安全な入域については確保されているという状況になってございました。

現状の評価期間中の取組の分析ですけれども、下にありますけれども、令和6年度におきましても安全な入域については実施していると。引き続き、この事業につきましても、その右の目標ですけれども、帰還困難区域の入域を希望する住民について安全な入域を確保していこうと思っております。

今後の目標としましては、2020年代をかけて避難指示の解除の取組が進みますと、入れないエリアの形やエリアが変わってくるので、それに合わせてバリケードなどの物理的防護措置を遺漏なく変えていく、しっかりと入域管理できるような体制をつくっていこうと思っております。

下のほう、特定再生復興拠点区域外における帰還意向確認、今は特定帰還居住区域という制度の名前になってございます。住民の皆様に戻られる御意向はありますかと確認したり、現在のそういう生活インフラの整備状況等の住民説明会を実施させていただいております。こちらは基準年度の目標としては、各自治体が特定帰還居住区域の再生計画というものをつくるという制度でございますから、この計画の認定数を1つのKPIとして掲げさせていただいております。

真ん中に行きまして、現状、そうした帰還意向確認、住民説明会を通して昨年度末までに5つの市町でこの計画をつくらせていただいております。今後も目標のところにありますけれども、そうした避難指示解除に向けた取組を着実に進めていければと思っております。

今後の方向性のところも、同じようなことを書かせていただいております。

非常に定性的で恐縮ですけれども、我々の説明としては以上です。

○白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、佐藤徹委員、お願いいたします。

○佐藤（徹）委員

御説明ありがとうございました。

1点お伺いしたいと思います。防災訓練の参加率という点で、目標値と実績値を対して見たら目標値にかなり近いのですけれども、ただ、約2割が未参加になっている。つまり、研修は受講したけれども訓練に参加していない方が2割いるということだと思われそうですけれども、この未参加の理由などを何かつかんでおられるか、また未参加の方々の属性は分かるでしょうか。また、その対策などがあれば教えていただければと思います。

以上です。

○白石座長

お願いいたします。

○木野参事官

お答えします。佐藤先生、ありがとうございます。

これは昨年度に8割という目標をつくったときに議論があった点なのですが、2割の部分の実情なのですが、まず分子に当たる総合防災訓練については、原子力発電所の実用炉の事故を想定して行いますので、その関連の方に参加いただくのですが、一方で、分母に当たる様々な研修や訓練になりますと、例えば核燃料サイクルの施設など発電所以外の施設で対応いただく要員の方も含まれるということで、分母が必然的に増えていることと、過去に受けていても、例えば自治体、国もそうですけれども、人事異動などで結果的に訓練の時期に要員として参加できないということが一定の割合がございまして、毎年度その辺を見ていると2割ぐらいかということがありましたので、目標自体も8割ということで設定させていただいて、実際に昨年度も同じような事情で結果的に79%程度の要員は参加いただいていると。自治体にも確認しましたがけれども、参加いただきたい方についてはほぼ出席いただいているということで、我々としては目標値を達成したという形で考えているというのがこの数値でございます。

○佐藤（徹）委員

国や地方公共団体の行政職員以外にも、事業者も今回ターゲットになっているわけですね。

○木野参事官

そうです。

○佐藤（徹）委員

参加したくてもできないとか、何らかの理由で参加されていないということが一定割合はあって、その属性的傾向はあるのですか。

○木野参事官

2割の内数ですか。

○佐藤（徹）委員

はい。例えば行政職員はどちらかというと参加傾向にあるけれどもとか、そういうものは特にはつかんでおられないですか。

○木野参事官

今、数値はないのですけれども、先ほど御説明したとおり、実用炉の事故が発生したときに要員として参加いただくべき方については、事業者も自治体職員、国の職員も参加いただいているのですけれども、研修を受けるときには実用炉の発災のみではなくて、例えば研究炉とか、発電所以外の原子力防護に関わっている方も研修としては受けていただいているので、そういう方が結果的に参加していないということで我々は捉えております。あとは先ほども申しましたが、一部研修のときには在籍した職員が訓練のときには御異動されてとか、そういうケースもあるようです。

○佐藤（徹）委員

タイムラグみたいなものがあるわけですね。

○木野参事官

そうですね。

○佐藤（徹）委員

分かりました。ありがとうございました。

○白石座長

続いて、佐藤主光委員、お願いいたします。

○佐藤（主）委員

御説明ありがとうございました。

私から大きく2点ほどですけれども、1つ、福島の前帰還意向確認のところなのですけれども、これはどういう形でこの住民の方々にアプローチしているのかと思って、例えば大熊町とか双葉町とか浪江町とかですね。こういったところにまだ住民票を残している方々が主なターゲットで、そちらの方々に対して住民説明会を開催しているという理解でいいのか、既に住民票を移してしまっている人たちについてはどのようなアプローチをされるのかということについて、どういう形で避難者の方々をひもづけているのかと思ったものですから、その辺り、なかなか定量的な指標もないようなので、具体的にどのような形で把握されているのかということについて質問させていただければと思います。

もう一つ、これは全体に関わるのですが、原子力規制庁などとはどのような役割分担になっているのか。先ほど訓練の話がありましたけれども、住民の訓練はまた別でやっているはずですね。ですから、この原子力規制庁のあたりとはどのようなすみ分けになっているのか、あるいはどういう連携関係になっているのかについてです。

以上です。

○三牧参事官

ありがとうございます。まず、被災者支援チームで答えられるところを答えさせていただきます。

基本的には震災当時に住民票があり、土地を所有されている方などですね。住宅地になっているところの住民の方に意向確認の調査票をお送りして確認していると。ただ、それもすぐその場で決めるというよりは、保留という形でまだ決められないという回答もありますので、今は2回目が終わったところぐらいなのですけれども、今後、前回もあまりせかすとはよくないのではないかと御指摘をいただいたと思うので、引き続き住民の方がじっくり考える時間を取りながら、そうした形で意向確認をしていこうと。ただ、一方で、2020年代をかけてという若干そこのお尻といいますか、目標もあるものですから、今後は戸別の訪問などもどこまでやるかを検討していこうかと思っております。

規制庁とのデマケというところなのですが、我々の世界でいうと、例えば1Fとか、原子力発電所とか、そういうエリアについては規制庁が管理しているのですけれども、帰還困難区域のところの入域については我々が管理している形になってございます。

○木野参事官

原子力防災担当です。

後者について、我々の観点で規制庁とのデマケなのですけれども、要員に対しての研修、訓練、あと原子力総合防災訓練については、内閣府の原子力担当で企画、実施してございます。一方で、総合防災訓練をやるとき、あるいは実発災のときもそうなのですけれども、その際は原子力規制庁と原子力防災で合同の対策チームあるいは会議を開きながら、プラントの状況、進展については規制庁で判断しつつ、原子力防災でどのタイミングで避難指示を出すとか、その辺りは合同でオペレーションするという体制で進めているところでございます。

以上です。

○佐藤（主）委員

ありがとうございました。

規制庁との間では職員の兼任や交流などもあるのですか。

○木野参事官

一部職員は併任がかかっているのですけれども、交流ということでは原子力規制庁から内閣府防災にいわゆる人事異動という形で来ていただいたりすることもあります。

○佐藤（主）委員

ありがとうございます。

○白石座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。まだお時間はありますので、あともう一人ぐらいはお受けできます。

それでは、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員

ありがとうございます。

測定指標の4の把握した住民の帰還意向に基づく、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組の進捗というところで、これは定性的な表現になっているのですが、認定計画に基づいて除染やインフラ整備等が進捗となっていて、これは実際に除染やインフラ整備等が計画の目標に対してどれぐらいの進捗度にあるのか自体は把握しておられるのかどうかをお伺いしたいということです。

○三牧参事官

ありがとうございます。

この計画に基づいて実際に除染をやっているのは環境省さんの予算でやっているのですが、当然そこについては確認すれば現状どのぐらいまで進捗しているかは、この区域の中でというのはできるかと思うのですが、この事業と直接どこまでひもづけて説明できるかというところは悩ましいかと思っております。

インフラ整備のところも、例えば水道や電気など幾つか代表的なものを絞ってどのぐらいというのは調べられるかと思うのですが、それもタイミングによっては結構ぶれがあるかという感じではあります。

○伊藤委員

基本的には各それぞれの担当する府省の事業ということなので、相対的に把握は必ずしも十分されていないということですか。

○三牧参事官

この事業の外で計画をつくるところまでやって、その最後、解除するところまでは環境省さんの除染であったり、復興庁さんとかのそういう上下水道の整備だったりなどあるので、そこは当然確認すればある程度の把握はできる、町などを通してできるかと思うのですが、この事業のKPIとしてどこまでそれを出すといいのかは御相談かと思います。

○伊藤委員

避難指示の解除のときには、どれぐらいそういうことが進んでいるかどうかを総合的に判断すると思いますので、それを総合的に判断する場がどこなのかは私もよく分からないのですけれども、ぜひ内閣府でも状況を把握していただきたいと思います。

○三牧参事官

大きく分けると3つ解除の要件がありまして、1つは線量が低減する、これは除染などで下げていくと。2つ目は生活インフラの整備なので、水道だったり、電気だったり。あとは地元との協議というところで、議会とやったり、各地で住民と話したりと、どちらにしてもそういう場ではやっているの、当然その説明会は我々のこの事業の中でやっているの、そういう意味では基本的には把握して、その辺り、ここに出すかどうかはまた検討しながら、把握自体はある程度はしているという状況でございます。

○伊藤委員

ありがとうございました。

○三牧参事官

ありがとうございます。

○白石座長

それでは、原子力災害対策担当からのヒアリングは以上で終了でございます。どうもありがとうございました。

○木野参事官

どうもありがとうございました。

○三牧参事官

ありがとうございました。

○白石座長

続いて、経済安全保障担当より御説明をお願いいたします。

○光山参事官補佐

こちら、内閣府経済安全保障担当です。

それでは、当室の評価書につきまして、上から順に各担当より説明させていただきます。

○光山参事官補佐

内閣府経済安全保障担当の政策評価書は4つの分野がございます。

最初に特定重要物資担当の光山より説明いたします。一番上がサプライチェーンの強靱化です。こちらは経済安全保障推進法に基づいて、12の基金等を造成し、事業者について供給確保計画の認定を行っています。それぞれ目標年度が決まっております、目標に対して計画が順調に進んでいるか、対象の74件について評価しました。

また、大きな予算を扱っておりますので、毎年秋頃に有識者の方々に会議を通じてフォローアップの結果をご確認いただいております。その結果が政策評価書の真ん中と右の記載されております。どのような要因により、各計画が影響を受けているかを真ん中で分析結果を記載しております。それを踏まえて今後どのように改善していくかを右側の枠に書いています。

このような不断の見直しを、今後も実施してまいります。

では、次、基幹インフラでございます。よろしくお願いいたします。

○遠藤参事官補佐

基幹インフラ担当の遠藤と申します。

簡単にこういった制度かを御紹介させていただきつつ説明させていただきますけれども、我が国のインフラ事業者、電力、ガス、水道、通信等ですね。政策評価書にも書いていますけれども、このうち特に重要なものを我々は特定社会基盤事業者として指定をしています。これが現時点で249社ありますが、そういった事業者が、例えば電力供給であるとか、ガス供給であるとか、彼らの基幹インフラ役務を提供するに当たって特に重要な設備、これを我々は特定重要設備と呼んでおりますけれども、そういった設備を例えば新たに導入するであるとか、契約更改するであるとか、あるいはメンテナンスをするというときに、当然彼らはいろいろな事業者へ委託・再委託していきます。そういったときに、まず事業所管省庁に対して事前届出を出していただいて、こういった委託先がいるかということについて届出をしてもらっております。それについて事業所管省庁でまず審査をし、内閣府に協議をしてもらうという制度を実施しております。

こういった観点で審査をしているかといいますと、政策評価書の真ん中のオレンジの四角に書いていますが、我々は特定妨害行為と呼んでおりますが、まさに今、申し上げたインフラ事業者の特定重要設備が、例えばサイバー攻撃であるとか、物理的なテロ攻撃であるとか、我が国の外部から行われる攻撃など、それがそのインフラ役務を止めてしまうという特定妨害行為を受けるようなおそれがありそうかどうかを審査しています。このおそれが大きい場合には、勧告、命令することも最終的にはできるという制度を我々は運用しています。

政策評価書の説明になりますが、まず政策評価書の一番左側に記載の制度を我々は運用しております、この制度の運用を通じて基幹インフラ役務という大事なインフラ役務の安定的な提供の確保を図っていきます。真ん中ですけれども、まさにその目標を達成する

ためにこの制度を着実に運営していった、特定妨害行為を未然に防止していくことを目標として掲げています。

今後の方向性としても、引き続きこの制度の着実な運用をもって、この目標の達成をしていきたいと考えています。

次、重要技術のところの説明に移ります。

○長岡参事官補佐

先端的な重要技術の開発支援を担当しております参事官補佐の長岡と申します。よろしくお願いいたします。

先端的な重要技術の開発支援といたしましては、経済安全保障重要技術育成プログラム、通称Kプログラムにおきまして、経済安全保障上重要となる先端的な重要技術について、民生利用のみならず公的利用につながる研究開発とその成果の活用を推進しているところです。Kプログラムの特徴といたしましては、研究成果を社会実装につなげていくために、研究実施段階において経済安全保障推進法に基づく指定基金協議会による伴走支援を実施しています。協議会には、研究実施者はもちろんですが、関係省庁なども広く参画し、必要な情報交換等を実施しています。

測定指標といたしましては、研究開発が着実に進捗していることが最も重要であることから、研究開発課題ごとの評価のタイミングにおいて、達成目標を達成した割合ということで設定しております。令和6年度は24件の指定基金協議会を開催するなどの伴走支援を実施しまして、令和6年度の評価の実績といたしましては83.3%、1件集計中ということになっています。

今後も制度の不断の見直しを行いつつ、引き続き指定基金協議会による伴走支援等を通じて、先端的な重要技術に係る研究開発を着実に推進してまいりたいと思います。

続きまして、特許出願の非公開についてです。

○橋参事官補佐

特許出願非公開担当をしております参事官補佐の橋と申します。よろしくお願いいたします。

まず、簡単な制度の概要について御説明させていただきます。特許出願非公開制度ですが、基本的に特許庁に出願された特許出願は、出願から1年6か月経過後、出願公開という形で世の中に公開される仕組みになっています。ただし、今までは機微な発明に関しても公開されていたため、昨今の経済安全保障の意識も高まるなか、本制度を設けるに至りました。

まず、特許庁に出願される出願が大体年間30万件ありますけれども、機微な発明に該当し得る分野を特定技術分野として25分野定めており、特定技術分野に該当する発明が記載されている特許出願書類を特許庁が内閣府に送付します。そして、内閣府の審査部門が、

関係省庁の協力もいただきつつ、保全審査という形で機微性の検討と、あとは産業への影響等を総合的に判断した上で、最終的に特許出願を非公開にするか否かを審査する仕組みとなっております。

昨年度は、特許庁から内閣府に送付された案件、すなわち保全審査に付された案件が90件ございました。そのうち、我々の保全審査の結果、特許出願を非公開とする保全指定件数は0件でございました。評価につきましては、なかなか数値での定量的な評価は難しいところもありますので、特許出願非公開制度の着実な運用としております。

今後の方向性といたしましても、引き続き関係省庁と連携してこの制度の着実な運用を実施していく所存です。

特許出願非公開制度からは以上になります。

○白石座長

御説明は以上で終了でしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、委員の先生方から御意見、御質問をよろしくお願いいたします。

佐藤主光委員、お願いいたします。

○佐藤（主）委員

ありがとうございます。

ほかの施策も同じ質問を繰り返しているのですけれども、この経済安全保障も経済産業省とのデマケはどうなっているのか。特に研究開発支援は、この間行政事業レビューでやったのですけれども、蓄電池であるとか、半導体とかについても同様の支援、どちらかというと実装ですけれども、経産省からもそういう補助金、各種支援金等の支援が出ているはずなのですから、この辺はどのような役割分担なのか。

それから、基幹インフラの役務の安定的な提供というところなのですから、参考指標のところでは事業所官庁への届出数が出て、令和6年度972件だったということなのですが、これは必要な本来届け出るものは全て届け出たと思っていいのか。例えばいろいろな委託や業務管理について、本来届けるべきところを届けていなかったであるとか、委託先の実態について把握すべきところを把握していなかった件数はないのかについて、この972件をどう理解したらいいのかについて御説明いただければと。

最後にもう一つ、サプライチェーンの強靱化というところで、供給確保計画というものが出ていたと思うのですけれども、100%を目標にするというのはいいのですけれども、これはどの程度の実効性があるのか。100%は計画として基準が甘いという考え方もできるし、逆に実効性が疑われるということも考えてもいいような気がするのですけれども、どの程度実効性を担保しているのかについて、もし所見があればお願いします。

以上です。

○白石座長

それでは、以上３点につきまして、御返答をよろしくお願いいたします。

○光山参事官補佐

佐藤先生、御質問をありがとうございます。

１つ目の質問は、支援措置についての内閣府と他省庁とのデマケーションについて頂戴いたしました。サプライチェーンの強靱化と先端重要技術の開発支援が関係するかと思いますので、３つ目の御質問と併せてサプライチェーン担当の光山からまずご回答させていただきます。

ご指摘の半導体や蓄電池は特定重要物資として認定されておりますが、これらの物資の支援は工場を建てる等した場合に一定額を補助するといったものです。

その具体的な支援の仕方としてはNEDOといった組織に基金を造成して、所管の省庁、例えば経産省が事業者の窓口となって認定・支援しております。

経済安全保障推進法という我々の法律に基づいて基金を造成しておりまして、我々自身が執行を直接しているわけではなく、法制度を所管し実際の執行をする各組織の進捗をモニタリングする立場にあります。このようなデマケーションでやっております。

事後評価書の後ろのページの下の方に、参考情報としてURLをつけさせていただきました。他省庁の事業について言及している我々のホームページにつながるところでございます。12の物資についてそれぞれどの組織で基金等を執行しているか、どこの省庁が担当しているかこちらからご覧になれます。

それから、目標の100%の意義についてどう考えればいいのかというご質問をいただきました。先ほど仰っていただいた供給確保計画というものに、例えば抗菌薬というものがございしますが、国民の需要に応じて、抗菌薬の生産量がどのくらい必要だとか、この時期までに必要だということを確認します。そのような、国民の安全・安心が守れるかという観点で目標が設定し、認定しております。

そのため、目標達成の可否を判定基準とし、100%を目指すということが妥当かのご質問については、必要十分な目標の進捗を設定し、モニタリングしていくという考え方でやっております。

また別の観点からは、国内の安定供給確保ですので、世界の需要等の変化を踏まえる必要があります。例えばEVに使う蓄電池の需要は、当然、時期や市況により変わります。したがって、安定供給確保に必要な目標量についても妥当な量について不断の見直しを行っていくこととしております。

不足な点があれば御指摘いただければと思いますが、蓄電池や半導体の支援の在り方について、それから目標100%というのはどう考えればいいのかという２つのご質問についてまず御回答させていただきました。

技術の担当からお願いいたします。

○長岡参事官補佐

重要技術を担当しております参事官補佐の長岡です。

先ほど御質問いただきました研究開発に関しての経産省とのデマケということなのですが、サプライチェーンの関係で回答申し上げたことと若干かぶりますけれども、内閣府といたしましては、Kプログラムの中の指定基金協議会を運営している立場でございまして、実際の研究開発自体は経済産業省なり文部科学省で行ってございます。その中でもKプログラムについては、公的利用も見据えた研究開発ということで実施しているものでございます。

○遠藤参事官補佐

インフラ担当の参事官補佐の遠藤でございます。

最後、インフラ関係のところで、参考指標の考え方を御質問いただいたかと思います。まず、端的に回答申し上げますと、基本的にはこの1年間、必要な届出は出てきていて、その結果として約1,000件の届出が出てきているという認識でございます。届出が発生するタイミングは、基幹インフラ事業者が、我々が指定している特定重要設備という重要な設備について、例えば新たに導入するときですとか、契約更改をするとき、あるいはそのメンテナンスのための契約を新たに結ぶとき、更新するときに届出を出してもらうことになっています。具体的にどういったケースでどういったタイミングで届出をするのかということは、基本的にはまず基幹インフラ事業者とその事業所管省庁で丁寧にコミュニケーションを取りながらやっていただいておりますので、それに基づいて届出すべきものは出てきて、約1,000件という件数になっているという認識です。我々としてはこの参考指標も1つのベースにすると、基幹インフラの制度の着実な運用はこの1年間できていると考えております。

以上でございます。

○佐藤（主）委員

御丁寧な御説明をありがとうございました。大分クリアになりました。

1点だけ、供給確保計画なのですが先ほど薬の例が出ましたが、薬は一定量を備蓄してオーケーというのであれば、備蓄米みたいな話で、一定量在庫ということであればイメージがつくのですが、例えば半導体や蓄電池系ですね。そういったものは継続的に生産体制を整えるというときに、例えば半導体は典型例ですが、その素材とか、材料とか、製造装置などはいろいろな国に頼っている面もある。日本が得意な分野もあるし、海外に依存せざるを得ない分野もあると思うので、どの程度の自給体制があるのか。そこも視野に入らなくてはいけないのかと思うのですが、そういうもの

は供給確保計画の中には入っていると思ってよろしいのですか。追加の質問になってしまいましたけれども、すみません。

○光山参事官補佐

ありがとうございます。サプライチェーン担当から回答させていただきます。

先生の御指摘のとおり、抗菌薬については原薬6か月分を備蓄する体制を整備するというのが目標に含まれ個別の計画を認定しています。

半導体についても、いわゆる製造設備の支援だけではなく、例えば産業ガスであるヘリウムのような消耗品を国内で自給できるようにガスのリサイクルに対する支援も行っております。そのような幅広い対象をカバーはしております。

○佐藤（主）委員

ありがとうございました。

○白石座長

佐藤徹委員、お願いいたします。

○佐藤（徹）委員

ありがとうございます。

1点だけ、基幹インフラの部分で、先ほど御説明にあったように物理的なテロ以外にサイバー攻撃といった新たな脅威がますます巧妙化していると。この点に関して、今般成立したいいわゆる能動的サイバー防御法ですね。あれは段階的な運用と聞いているのですけれども、これは今後の方向性の部分には記載がないのですけれども、関連してくるのでしょうか。どういう形になるのでしょうか。

○白石座長

事務局、お願いいたします。

○遠藤参事官補佐

基幹インフラ担当でございます。

御質問のいわゆるACD法との関係性でございますけれども、まず御承知かもしれませんが、ACD法の中でまさに基幹インフラ事業者を対象にしてインシデント報告の義務をかけたかですとか、あるいはインフラ事業者が持っている資産を登録してもらうとか、そういう義務がかかっていると承知をしておりますので、ある種、我々もそのサイバー法案のほうも、最終的な目的、まさにここに書いておりますけれども、基幹インフラ役務の安定的な提供を確保していくという大目的は近いところはあるのかと思っておりますので、今後彼らが制度設計というか、制度運用をこれからしていく中で、連携できるところ

は連携していくのだろうと思っております。

ただ、目的は一緒であっても手段は別々のこととして、我々がやっている特にインフラ事業者の供給者に着目した事前届出制度、これはこれで引き続き着実にやっていき、ACD法案でもまさにそのサイバーセキュリティというか、サイバー攻撃対策に特化した対策はいろいろやっていただくということで、お互いに連携しながらこの基幹インフラ役務の安定的な提供を引き続き図っていきたいと考えてございます。

○佐藤（徹）委員

ありがとうございます。連携してということですね。分かりました。

○白石座長

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、経済安全保障担当からのヒアリング、以上で終了といたします。御説明ありがとうございました。

続きまして、食品健康影響評価担当より御説明をお願いしたいと思います。準備できましたらスタートしていただければと思います。

○藤田総務課長

食品安全委員会事務局総務課でございます。

有識者懇談会の先生におかれましては、昨年、ロジックモデルや事前評価の関係で御意見をいただき、大変ありがとうございました。

本日、令和6年度の政策評価書について御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

67ページ目を御覧いただくと、若干復習でございますが、当食品安全委員会は、食品に係る農薬とか、添加物とか、あるいは有害な物質に係るリスク評価を行うことと、そういったことに関するリスクコミュニケーションと申しまして、事業者や消費者の方をはじめとしたステークホルダーの方にそういった活動を伝えていくといった大きく2つの活動を行っております。

ロジックモデルでは、そういったことに基づきまして、大きく3つのアクティビティからロジックモデルを構成しておりまして、1つは、研究事業を実施いたしまして、食品安全の課題などを反映して、最終的にはこの評価に活用していくということ、もう一つは、先ほど申し上げた農薬や添加物の食品健康影響評価を実施いたしまして、その評価結果をリスク管理機関に伝えまして、リスク管理措置に反映していただくこと、リスクコミュニケーションは種々の取組を実施しておりますけれども、それを実施いたしまして、最終的には国民の食品健康影響評価に対する理解を増進するというところで、最終的には国民の食品の安全の確保につなげるといった考え方の下で実施をしております。

以下、各施策の評価について御説明申し上げますが、まず68ページでございます。1つは、研究調査事業でございます。上半分の部分でございますが、研究調査事業については、ロードマップという形で、今後5年間で研究調査の方向性を決めているところでございまして、それに基づいて研究課題を公募したところでございます。令和6年度には18課題、これは過去に採択された分の継続分と令和6年度に新規採択された分がございまして、合わせて18課題となっております。

その右側のところで、取組に関する分析というところですが、実施件数としては順調に推移していると考えております。一方で、活用のところについて、研究終了後2.5年目の状況を追跡調査しておるところでございますが、その中で研究の成果が私どものリスク評価やガイドラインに活用された研究課題の比率としては、令和6年度ベースで50%となっております。67%を少し下回っているところでございますが、現時点で活用されていないものも将来的な活用は見込まれているところでして、徐々にこういったものも上がっていくのではないかと考えております。

引き続き、最新の科学的知見や国際動向を踏まえまして、研究を実施してまいりたいと考えております。

次、下半分でございます。先ほど申し上げた農薬や添加物のリスク評価については、令和4年度10月から令和5年9月までの間で数えますと、74件の答申を行ったところでございます。その措置が講じられた割合というところで、下のところで令和7年7月頃確定ということで、数値は確定値としてはお示しできないのですが、62%を下回っている状況でございます。ただ、それにつきましても順次基準策定の対応が検討されているところでございますので、今後きちんとリスク管理機関ともスケジュールを共有いたしまして、なるべくスムーズにリスク管理措置に反映していただけるように努力してまいりたいと考えております。

下のもう一つの参考指標③と書いてございますところで、直近1年間の健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況というところでございますが、これは参考値が85%になっているところですが、ここは実はそれを上回っている状況でございまして、プラスマイナスが相交わっている格好になっております。

次、69ページでございます。リスクコミュニケーションのところでございます。リスク評価結果や食品安全に関する理解の促進のために、ネット媒体や広報誌等で情報提供、それから報道関係者や一般の市民の方々、学生等を対象とした意見交換会を実施したところでございます。

例えば意見交換会の開催回数としては、下から2段目のところで、令和6年度としては23回、Facebookの投稿としては158件の投稿を行ったところでございます。理解の度合いについては、上の測定指標のところでは、アンケート調査で理解が増したと書いていただいたところが90%後半ということ、それからFacebookのフォロワー数にしても8,000件を上回っているということで、かなり多くの方に御理解いただいたのではと考えております。

引き続き、リスク評価に関する理解増進を図るべく、タイミングを見た意見交換会でございますとか、あるいは分かりやすい資料の作成なども相まって、効果的なリスクコミュニケーションを実施してまいりたいと考えているところでございます。

70ページ以下は事前分析表でございますので、説明は割愛させていただいて、最後のところです。旧施策の政策評価だけ若干お時間を頂戴したいと思います。これはリスクコミュニケーションの部分になりますけれども、意見交換会のところのアンケートで、理解度が増加した者の割合を記載させていただいております。おおむね目標値を達成することができたと考えております。

下半分のところでは、ウェブサイトのアクセス件数の実績でございまして、219万件から300万件程度で推移してございます。

評価結果でございますけれども、意見交換会に関しては評価期間を通して目標値を達成することができたと考えております。これは目標値がはっきり書いていないのですが、目標値はこの左のほうで書かれている基準値の88.7%がございまして、この88.7%を上回ることが目標ということでございまして、この目標を上回ったと考えているところでございます。

また、ウェブサイトのアクセス件数についても目標値を達成することができたと考えております。これも目標値が書いていないのですが、基準値が214万件となっております。その基準値を上回ることが目標値ということで旧施策では設定をしておりますので、214万件を上回っているということで目標値を達成することができたということで考えておるところでございます。これはリスク評価結果の迅速な掲載及び閲覧いただく方の関心に配慮した情報掲載を行ったことが有効であったと考えているところでございます。

駆け足で恐縮ですが、説明としては以上になります。よろしくお願いいたします。

○白石座長

ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問をよろしくお願いいたします。

佐藤徹委員、よろしくお願いいたします。

○佐藤（徹）委員

御説明ありがとうございました。

1点だけ質問させていただきますが、測定指標①の部分で、リスク評価の結果がリスク管理措置へ反映されるという部分に関して、案件によって反映に要する時間が異なる、つまりはばらつきがあるというのは理解できるのです。実際、反映される案件に関して、反映に要する時間の幅といいますか、長いもの、短いものはあると思うのですが、どれぐらいの幅があるのかとか、あるいは平均的にはどれぐらい反映に要する時間がかかる

のかとか、その辺りはつかんでおりますでしょうか。

○藤田総務課長

御質問ありがとうございます。

主には必要なデータや手続に時間を要するのですけれども、3年ぐらいあれば大体リスク管理措置、我々の出した評価に基づいて具体的に基準値を設定していただけているのですけれども、一部のものはなかなかデータを海外から取り寄せなければいけなかったりして、結構時間がかかっております。正直に申しますと、長いものになると5年とか10年かかっていて、そこは我々も毎年食品安全委員会、いわゆる親委員会に状況を報告するために、きちんと一個一個基準値の策定に向けた動きをヒアリングしているところなのですけれども、一部過去のたまり分も解消されているものはあるのですけれども、まだ5年越えのものがそれなりに残っているというのが正直なところでございます。

以上です。

○佐藤（徹）委員

ありがとうございました。

○白石座長

続いて、佐藤主光委員、お願いいたします。

○佐藤（主）委員

ありがとうございました。

私はリスクコミュニケーションのところで1点なのですけれども、活動指標として説明会の開催、意見交換会の開催、Facebookでの記事の投稿などがあるのですが、最近、コオロギ食とか、遺伝子操作とか、いろいろな話がネットで氾濫することがあるではないですか。中にはもちろん誤っている情報もあるし、過度な過激な反応もあり得るのですけれども、こういったネットにおける誤った情報について内閣府としてアプローチ、それを修正するとか、そういうことはやられているのかどうかについて、それは1点確認させていただきます。

○藤田総務課長

積極的に例えばネットをパトロールしてこういったものは間違っていますよみたいなことは、なかなかリソースもございまして、やっていない状況でございしますが、お答えになっているか分かりませんが、過去ですと、例えば食中毒などが起きたときに、一部のところで毒性量について間違ったようなデータがあったときにはそれを直すように働きかけたとか、そういったところはございますが、今、先生が言われたような広範な対応

まではできていないということが正直なところでございます。

○佐藤（主）委員

ありがとうございます。

こういう御時世なので、ネットパトロールとまでは言いませんけれども、正しい情報を定期的に発信していくとか、積極的に発信していく努力は必要で、これは消費者庁とも相談されることだと思うのです。

○藤田総務課長

まさにおっしゃるとおりで、リスク管理機関とも、一番現場で接しているのは厚労省とか農水省とか消費者庁なので、そこと連携しながらやっていきたいと思います。ありがとうございます。

○佐藤（主）委員

ありがとうございました。

○白石座長

それでは、櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員

御説明いただき、ありがとうございました。

私からは69ページのところをお伺いできたかと思っております。今回この資料を拝見して、私もFacebook、いろいろと投稿しているものを見させていただきました。新しく知ることが多くて本当に学びになりましたというところで、一方で、Facebookの利用者は40代以上の男性が過半数を占めているというところが日本においてユーザーとしてはあるのですが、こういった情報を誰に届けたいのかとか、今、発信されている内容は大きく分けてイベントや会議の報告と情報や有益な豆知識的なものの2つだと思うのですが、そういったところももう少し発信を工夫していくと、書かれているようにより多くの人に届くかと思っています。

今後、広く国民にしっかりと理解してもらうために情報発信のチャンネルを増やしていくことは検討されているかというところと、フォロワーを増やしていくというところは大事かと思うのですが、こういったことを増やすために取組をされているかをお伺いできたかと思いました。

○藤田総務課長

ありがとうございます。

チャンネルについては、Facebookに加えましてメールマガジン、ブログ、いわゆる旧ツイッターのX、あるいはYouTubeの動画配信もやっておるところでございまして、チャンネル数を増やすことは、これ以上のことは現段階で具体的な検討は行っていないところなのですが、先生が言われたようなより幅広い年代ですね。例えばどうやったらお子さんに響くのかとか、そういったものも内部的には検討しているところございまして、より広いターゲットに訴求するような素材の開発を考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○櫻井委員

ありがとうございました。

すみません。私がこの資料しか見られていなかったのも、Facebookしかないと思ってしまって、ほかのSNSもあるということで見てみたいと思いました。ありがとうございます。

○藤田総務課長

恐縮です。ありがとうございます。

○白石座長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。まだ時間はありますけれども、特によろしいでしょうか。

それでは、食品健康影響評価担当からのヒアリング、以上で終了としたいと思います。御説明ありがとうございました。

○藤田総務課長

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○白石座長

続いて、日本学術会議担当より御説明をお願いしたいと思います。

○藤原課長補佐

日本学術会議事務局企画課総括係の課長補佐の藤原です。よろしくお願いいたします。

81ページ、日本学術会議の説明をさせていただきます。

82ページ、ロジックモデルがございます。評価期間に関しては、昨年度令和6年度から令和8年度までの3か年となっております。日本学術会議は日本学術会議法という法律に基づいて設立されている機関でございまして、我が国の科学者の内外に対する代表機関、ナショナルアカデミーという言い方をしていますが、ナショナルアカデミーとして科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることが法定されており

まして、職務に関しては科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること、科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させることとなっております。

具体的には、ロジックモデルの中目標にあるとおり、およそ4つの大きな活動となっております。1つは、各国アカデミーとの連携の強化、つまり国際連携です。もう一つは、科学者間の交流、これは国内です。科学者内の連携・協力体制を強化するということで、国内の学協会等との連携強化をしております。もう一つは、科学の役割に関する国民の認識の向上ということで、普及啓発活動です。最後に、これは大きい柱でございますけれども、社会課題等に関する科学的に中立な立場からの政府等への提言です。政策提言等を行っているものです。大きくこの4つの柱で活動しているものでございます。これらの中目標として、活動実績、事業の概要を立てています。このロジックモデルは、昨年有識者懇談会でも御説明させていただいたものでございます。

続いて、83ページです。初年度の評価ということで、ロジックモデルを踏まえまして、令和6年度の1か年で行った活動、取組と、それに対する分析と、今後の方向性でございます。

1点目の国際連携に関しましては、共同主催という形で国際会議を国内で実施しております。この活動のほか、G7のナショナルアカデミーなどの各国のアカデミーとの連携活動などを国際連携として行っております。測定指標としましては、国際シンポジウムを開催した後の事後アンケートでシンポジウムを肯定的に評価した者がどれほどいるかということで、目標値は80%以上としておりますけれども、令和6年度に関しては国際シンポジウム全体の平均値で94%となっております。目標値を達成していることから、初年度の評価でもありますので、この先2か年についても引き続き既存の取組を実施していくということにしております。

続きまして、2つ目の中目標、国内の科学者間ネットワークの構築ですけれども、これに関しては地方で開催している学術講演会の件数をアウトプットとして参考指標にしております。昨年度は7回開催しております。それぞれ各地域を回って学術講演会を開催しておりますけれども、各地域及び最近の話題などをテーマとした講演会を開催しております。参加者が微増傾向にありますことから、地域の学術振興や科学者間ネットワークの構築に少なからず貢献しているのではないかと評価分析をしております。今後の方向性ですけれども、微増傾向にあるということもありまして、地域社会と関係の深いテーマ、時宜にかなったテーマ、演者などを選定しながら、魅力的な講演会をさらに開催し、参加者の増加に努めていきたいと思っております。

3点目ですけれども、科学の役割についての普及啓発です。これは限られた予算内ではありますが、SNSの活用も含めて、それから学術フォーラム、日本学術会議の庁舎講堂で、シンポジウムのようなものですが、一般の参加者を募って普及啓発活動をしております。これは学術会議の会員、定員210名がおりますけれども、それぞれの専門分野に沿って講演、パネルディスカッションなどをして、科学の成果を国民に分かりやすく伝える、かつ国民

との双方向のやり取りがされるように毎回テーマを考えております。このフォーラムの開催件数をアウトプットとして参考指標にしておりますけれども、昨年度の実績としては5回でございました。学術会議での開催におきましては、コロナ禍を発端としてオンライン化もしくはハイブリッドといった形で、そのフォーラムの開催の仕方を少しずつ変えてきているところでもございますけれども、オンラインの参加者も増加傾向にあるということでもございまして、SNSの活用も含めまして引き続き情報発信の強化を図り、科学への理解を深め、参加者の増加に努めていきたいと考えております。

最後、100ページに過年度分の評価を記載させていただいております。令和元年度から令和5年度です。これらも参考指標、測定指標は今、御説明したものと同様に地区会議の講演会の来場者アンケートなどあまり変わりませんけれども、いずれも高い評価を得ていたと分析しておりますので、当時の目標をおおむね達成するように施策を実施できたと考えております。

簡単ではございますけれども、日本学術会議事務局からの御説明は以上でございます。

○白石座長

ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問をよろしくお願いいたします。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員

御説明ありがとうございました。

私からは97ページ、98ページのところの学術フォーラムに関して、こちらは中目標3の科学の役割についての国民の認識の向上を目標としているということの活動なのですけれども、実際に国民の方がこのフォーラムに参加したときの例えば事後的なアンケートによって満足度を確認するとか、そういったことによって認識の向上にどれだけ寄与したかが分かると思うのですけれども、そうした取組はやっていらっしゃるのでしょうか。

○藤原課長補佐

昨年度の有識者懇談会でも同様の御指摘をいただいたかと思っております。その際も、予算の都合などいろいろな仕組みを整備しなくてはいけないものですから、引き続き検討させていただくとお話をさせていただいております。そのやり方については引き続き検討している状況でございます。そういう意味で、昨年度については実施がまだできていない状況ではございます。

○伊藤委員

分かりました。

○白石座長

ほかにいかがでしょうか。

佐藤主光委員、お願いいたします。

○佐藤（主）委員

ここで議論することではないかもしれませんが、素朴な疑問で、今、日本学術会議は法人化が決まったではないですか。特殊法人化か。この後、内閣府との関係は距離が出てくるはずなのですが、これからも進捗管理していくことになると思うのですけれども、計画目標も含めて、測定目標からロジックモデルも含めて、今後どういう形でこれは変わるのか、あるいはこれを粛々とやっていくものなのか、この辺りはどういうスタンスなのか。

○藤原課長補佐

御質問ありがとうございます。

法人化に関しては今月に法案が成立しまして、具体的に法人に移行するのは来年、令和8年の10月になります。この政策評価の期間としている3年が日本学術会議の先生方が入れ替わる期になるのですけれども、その期替わりがちょうど令和8年の10月になりまして、そのタイミングで法人化に移行します。ですから、今回のこの評価期間に関しては、法人移行直前までが対象となっています。

法人移行後にどうなるかは、政策評価に関してはそのときにまた検討となると思うのですが、内閣府側にも日本学術会議の業務運営を担当する組織ができることになるのではないかと考えておりますので、法人になった学術会議と内閣府側の担当という関係性になるので、よくある各省の特殊法人の担当との関係と同様になるのではないかと考えております。

○佐藤（主）委員

独法評価みたいな形になるわけですね。分かりました。ありがとうございます。

○白石座長

後藤さん、どうぞ。

○後藤補佐

今、佐藤先生からいただいた何が政策評価の対象になるかという御質問かとも思いましたので、事務局からも一言申し上げます。今、日学の事務局から説明があったように、今は確定的なことは言えないのですけれども、新たな組織が立ち上がったり、組織が改変さ

れるときは、改めて何を政策評価対象にするのかをそれぞれの部局とも相談をしながら検討していくところになるかと思います。

○白石座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

大分早いのですが、後藤さん、いかがいたしましょうか。もし質問がないようであれば次に進むこととなりますが、次の説明者の方、御準備はいかがですか。大丈夫ですか。

○後藤補佐

確認をいたします。もし入っているようであれば始められるように、少々お待ちください。

○白石座長

日本学術会議のヒアリングは以上で終了としたいと思います。御説明ありがとうございました。

○藤原課長補佐

こちらこそどうもありがとうございました。

○白石座長

最後は官民人材交流担当からの御説明なのですが、今、調整をいただいているということなので、準備でき次第スタートしたいと思います。

○野竹課長

大変お待たせしました。申し訳ありません。私、内閣府官民人材交流センターの総務課長を務めさせていただいております野竹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明を早速始めさせていただきたいと思います。

初めに、資料102ページ、右上に当センターの施策の概要ということで記載させていただいております。私どもは国家公務員の離職に際しての離職後の就職の援助ということで、箇条書きさせていただいております求人情報・求職者情報提供事業というものと、民間委託による再就職支援事業という2つの事業を行っております。また、官民の人材交流の円滑な実施のための支援としまして、府省等及び民間企業等に対する情報提供、広報・啓発活動等を実施しているということで記載させていただいております。また、これらの事業は国家公務員法上の内閣総理大臣から委任を受けて行うこととされておまして、内閣総

理大臣が決定した指針の定めに従って実施しておるという立てつけになってございます。

次に、6年度の取組につきまして説明させていただきたいと思います。昨年度の懇談会で委員の皆様方から御指摘いただいた御意見への対応もできるだけ交えながら、資料に沿って説明させていただきたいと考えております。

103ページです。まず、令和6年度の取組、1つ目のものとしまして、求人情報・求職者情報提供事業でございます。こちらは国家公務員の中堅・シニア層を対象とした官民ジョブサイトというものです。企業・団体からの求人情報と登録した職員の職務経験等の求職者情報を、求人・求職の利用者が相互に閲覧できるサイトをインターネット上に設けてございます。いずれかが関心があれば、求人側からスカウト、求職側から応募をするということを行いまして、選考手続に入っていくということで再就職につながっていくというものになるものでございます。当センターといたしましては、企業・団体を対象としました求人の開拓を行うことでありますとか、各省職員への周知等を行ってございます。アウトカム指標であります本事業による再就職件数でございますけれども、前年度以上を目標値としておりますところ、令和6年度の結果としましては、若干減、横ばいとなっております。一方で、アウトプット指標としております求人数・求職者数につきましては、昨年度より増加しております。

アウトカムのほうの再就職件数が横ばいにとどまった理由は定かではございませんけれども、少なくとも5月末時点での再就職件数を直近3年間の実績を振り返って見てみますと、令和4年度は18件、5年度が20件、6年度が20件という実績となっておりますところ、令和7年、今年度の5月末時点を見ますと38件ということでございまして、そういったことで例年と違った動きが昨年度から今年度にかけてのところに出てくるのかということころはうかがえるところでございます。この指標では、再就職の案件につきまして、再就職の予定日、いつ再就職しますよというその日の属する年度に計上しておりまして、再就職予定日が年度を越えた案件が例年より多かった可能性があるのかと考えております。いずれにしても、全体の傾向としましては、引き続き再就職件数は増加基調にあると見ております。令和6年度から首都圏以外の地方の求人開拓にも注力すべくエリア別の担当も導入しておりまして、今後も丁寧な求人開拓活動を行いながら推進してまいりたいと考えてございます。

次に、2つ目の民間委託による再就職支援事業につきまして説明させていただきます。こちらの事業は各府省が募集する早期退職に応募して認定を受けた国家公務員のうち、民間の再就職支援会社による支援を希望する者に利用いただくものでございます。当センターでは、各省職員への周知のほか、委託先である民間の再就職支援会社との定期的な打合せ等も行っております。本事業につきましては、昨年度にいただいた御意見も受けまして、アウトカムの参考指標として再就職決定率も追加させていただきました。令和6年度の結果でございますけれども、いずれも前年度までと同様の数字で維持できておりまして、目標に資するものとなっていると考えております。今後もアンケート結果等も踏まえて、内

容の改善等に取り組んでまいりたいと考えております。

そして、3つ目の官民交流の円滑な実施の支援でございます。情報提供や広報啓発活動ということで、当センターにおきまして、内閣人事局、人事院の協力を得て、交流に関心のある企業や各府省を対象とした説明会、意見交換会の開催等を行っております。令和6年度の結果は基準値以上ということで目標を達成しております、今後も関係者のニーズに沿うよう工夫しながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

6年度を取組結果は以上でございます。

引き続き、令和5年度まで、前期の評価期間につきましての評価結果について御説明したいと思います。資料が116ページでございます。こちらは指標を3つ立ててございまして、目標自体のつくりは今期と同じでございます。測定目標1につきましては、これも同様に設定してございまして、結果として期間中は前年度実績を年々上回っているということで、目標に寄与していたと考えてございます。

測定指標2につきましては、再就職決定率を測定指標としているということでございまして、ここは今期変えたわけでございますが、前期は再就職決定率を使っていたということですが、期間中、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響もあったと考えられますけれども、ある程度一定の水準を維持できたということかと考えておりまして、本事業の再就職の促進という目標に寄与したと考えてございます。

測定指標3につきましては、これは今期同様に設定しておりまして、期間中、新型コロナウイルス感染症等の状況も鑑みまして、説明会の開催を実地ではなくオンラインのみに限定した時期などもございまして、その分へこんでいる部分もございしますが、実地開催を再開した令和4年度以降は高水準を維持できていたということからしますと、制度の周知、相互理解の促進等の目標に寄与していたと考えてございます。

当センターからの冒頭の説明としては以上になります。よろしくお願いいたします。

○白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

佐藤主光委員、お願いいたします。

○佐藤（主）委員

基本的な質問で恐縮ですが、うちの学生も官僚をやっている民間に移ってしまったりする人もいますのでけれども、自分で仕事を探せる人たちについては、このセンターを通さなくてもいいわけですね。

○野竹課長

おっしゃるとおりです。

○佐藤（主）委員

そうすると、このセンターを利用する方々、これを仲介として再就職をする方々はどのような年齢層なのかとか、もともとどのような役職に就いていた方なのかとか、何か特殊な属性はあるのか。どっちかというとならば私たちの50代とか、そういう方が多いのかと勝手に想像するのですが、そういう特徴があるのかが1点目の質問です。

それから、フォローアップはどうなのですか。よくこういう人材のあっせんなどは、就職した後に何年間どうなったのかとか、ちゃんと継続的に働いていたのかどうかなどがあるではないですか。再就職した後のフォローアップはどのような形で見ていらっしゃるのか、あるいはそこは見ていないと思ってよろしいのか、その辺を確認させてください。

○野竹課長

私どもは国家公務員の中堅・シニア層を対象層としておりまして、おっしゃるとおり50代、45から登録できるものとなってございまして、そういう意味ではそういう層が対象になっております。

その方々の再就職後の状況についてのフォローアップはどうされているのかというところにつきまして、1つ目の事業につきましては、こちらについては特段そういったフォローはするような立て付けにはなってございません。ただ、実際にこちらの事業を使って再就職された方に、こちらの事業を使っただけの受け止めとか、使い勝手とかも含めてインタビューするということは、応じていただける方にはさせていただいております、その範囲で知ることにはあり得るというような、その程度にとどまっております。2つ目の事業につきましては、これはこのセンターとして直接再就職のあっせんをするということとはしていない事業になっておりまして、委託事業者のほうで必要に応じてフォローいただくことが事例によってはあるという程度にとどまっております。

以上です。

○佐藤（主）委員

ありがとうございます。

45歳からということですが、最近の傾向としてはだんだん若くなっていると思っていいのですか。それとも、比較的長く働いてから辞めていく方が多いと思っていいのですか。

○野竹課長

おっしゃるとおりでございます。この事業を始めた経緯が、私どもセンターの設置の経緯としまして、国家公務員に対する再就職規制の導入の際に厳しい規制を敷くこととの相対で設けられた経緯もございまして、そういう意味で若年層については規制がそこまで厳しくなっていない部分もございまして、その辺で対象者を絞っているというところが経

緯でございます。

以上です。

○佐藤（主）委員

ありがとうございます。

○白石座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

佐藤徹委員、お願いいたします。

○佐藤（徹）委員

ありがとうございます。

1点だけ、測定指標①の分析の記述のところですね。ちょうど今、見ているスライドの真ん中あたりの上の「事業の有効性及び効率性は確保されているものと考えられる」という部分についてですが、これは微妙な表現になっているのです。有効性、効率性が確保されている、高い低いとは書いてなくて、確保というのは恐らく幅があるのだと思うのですけれども、具体的にいうと再就職した件数がアウトカム指標ですね。これに対して求人数や利用求職者数がアウトプット指標と考えていいですね。アウトカムのほうはほぼ横ばいで、アウトプットは上昇していると。そうだとしたら、事業の有効性という観点で見た場合、向上しているとは言えないのではないかと。ただ「確保されている」と書いてあるので、表現が微妙になっているのですけれども、効率性に関してはアウトプットが増えていて、それ以上にコストがかかっていたら効率性は低下するかと思うのですけれども、ここは表現が分かりづらいというか曖昧過ぎるのですけれども、どういう意図なのでしょう。

○野竹課長

ありがとうございます。

用語の使い方のところの御指摘でございましたけれども、そのところはもうちょっとより適正なものはないかということを検討させていただければと考えておりますけれども、そもそも前提が違うというところを御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○佐藤（徹）委員

ありがとうございます。

分析のところの記述が、こうだからこうなっているところのストーリーがどうかと思ったものですから、ありがとうございました。

○白石座長

ほかに御質問、御意見はいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして官民人材交流担当からのヒアリング、終了といたします。
どうもありがとうございました。

○野竹課長

ありがとうございました。

○白石座長

以上で全ての議題が終わりました。

改めまして、今回の議題全般についてほかに御意見、御質問はよろしいでしょうか。何かありましたら御発言をお願いいたします。

それでは、各委員の先生方から様々御意見等をいただきましたけれども、当懇談会として、意見等の取扱いにつきましては、座長の私に御一任いただくということで、事務局と相談して何か修正があれば対応をしていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○白石座長

ありがとうございます。

それでは、以上で議事を終了といたします。

事務局にお返しいたします。

○後藤補佐

改めまして、政評課の後藤です。

本日は誠にありがとうございました。

先週から2週にわたりまして、たくさんの施策が対象になったのですが、貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

次回は7月23日に開催を予定しております。その際には、前回6月13日の懇談会で最終年度評価を終えた部局が、今度は次の政策評価期間のロジックモデルをつくってまいりますので、そちらについて御議論のほどお願いいたします。

また、地方創生部局の最終年度評価が6月13日の時点では説明ができておりませんので、次回7月23日のときに最終年度評価と併せてロジックモデルということで出してまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

詳細については、また追って御連絡させていただきます。

以上をもちまして懇談会を終了させていただきます。本当にありがとうございました。
引き続き、よろしくお願いいたします。

(以 上)